ASBJ

＜補足文書＞

実務対応報告及び移管指針において定めている期中の取扱い

2025 年 10 月 16 日
企業会計基準委員会

目　的

1.　本文書は、実務において参考となるように、実務対応報告及び移管指針において定めている期中財務諸表における会計処理及び開示に関する定めの内容を提供することを目的としている。

2.　本文書は、企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針（以下「企業会計基準等」という。）を追加又は変更するものではなく、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書である。

関連する定め

3.　本文書に関連する定めは、次のとおりである。

企業会計基準第 37 号

期中財務諸表に関する会計基準

会計基準

期中財務諸表の作成基準

会計処理

会計方針

9.　期中財務諸表の作成のために採用する会計方針は、期中特有の会計処理を除き、原則として年度の財務諸表の作成にあたって採用する会計方針に準拠しなければならない。

　ただし、期中財務諸表の開示対象期間に係る企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができる。

開　示

期中財務諸表の科目の表示

（科目の集約記載）

21.　期中財務諸表の表示方法は、年度の財務諸表に準じる。ただし、期中財務諸表における個々の表示科目は、当該期中財務諸表の開示対象期間に係る企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。

（財務諸表の表示科目及び表示区分との整合性）

22.　期中財務諸表における資産、負債、純資産、収益、費用等の各表示科目及び表示区分は、年度の財務諸表における表示との整合性を勘案しなければならない。

注記事項

24.　期中財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

（略）

本文書の公表の経緯

4.　当委員会は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく第一種中間連結財務諸表及び第一種中間財務諸表と金融商品取引所の定める規則に基づく第 1 四半期及び第 3 四半期の四半期財務諸表の両方に適用可能となるように、企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下合わせて「企業会計基準第 33 号等」という。）と企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下合わせて「企業会計基準第 12 号等」という。）を統合した会計基準等の開発を行い、企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 34 号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下合わせて「期中会計基準等」という。）を公表した。

5.　審議の過程において、企業会計基準第 33 号等及び企業会計基準第 12 号等以外の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下「他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針」という。）で定めていた期中の取扱いの取り込みについて検討を行った。審議の結果、期中会計基準等の開発にあたり、個別のテーマに関する企業会計基準及び企業会計基準適用指針については年度の会計処理及び開示を取り扱うものと整理し、四半期財務諸表の取扱いは次のとおり期中会計基準等に取り込むこととした。

(1)　会計処理については、期中特有の会計処理及び簡便的な会計処理を除き、年度と同様の会計処理を行うこととなるため、四半期固有の取扱いを定めたもののみを

期中会計基準等に引き継ぎ、年度と同様の取扱いを定めたものは引き継がないこととした。

(2) 注記事項については、開示を求めるもののみを引き継ぎ、四半期財務諸表での注記を省略できるとの定めは引き継がないこととしたが、当該省略規定を期中会計基準等に取り込まずに削除することにより、開示が求められるかのような誤解を生じさせる可能性があると考えられる。このため、期中会計基準等において開示が求められていない注記事項は原則として期中財務諸表において開示を要しないと考えられる旨を、期中会計基準等における注記事項に関する基本的な考え方として示すこととした。

6. また、前項との整合性を考慮し、他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針で定められていた中間連結財務諸表及び中間財務諸表の会計処理及び開示の取扱いを、第二種中間連結財務諸表及び第二種中間財務諸表（以下合わせて「第二種中間財務諸表等」という。）の会計処理及び開示の取扱いとして「中間連結財務諸表等の作成基準」及び「中間連結財務諸表等の作成基準注解」（以下合わせて「中間作成基準等」という。）に取り込むこととした。

7. 一方、実務対応報告は「企業会計基準がない分野についての当面の取扱い、緊急性のある分野についての実務上の取扱いなど」[1]とされており、移管指針は「日本公認会計士協会が公表した企業会計に関する実務指針及び Q&A を形式以外の変更を行わずに委員会に移管したもの（移管後、改正又は修正を行ったものを含む）」[1]とされているため、実務対応報告及び移管指針において期中財務諸表に関する取扱いが定められている場合は、期中会計基準等及び中間作成基準等には取り込まず、実務対応報告及び移管指針についての修正等を行うこととした。

8. この点、審議の過程において、「期中会計基準等をみれば期中の会計処理や注記が分かるように、実務対応報告や移管指針で定められている期中の取扱いについても期中会計基準等に取り込むか言及すると、より使いやすい基準等になると考える」との意見が聞かれた。

9. 検討の結果、実務において参考となる情報を提供することを目的として、実務対応報告及び移管指針において定めている期中財務諸表における会計処理及び開示に関する定めの内容を提供するために、本文書を公表することとした。

実務対応報告及び移管指針において定めている期中の取扱い

10. 実務対応報告及び移管指針において定めている期中財務諸表における会計処理及び

[1] 「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 11 条

開示に関する定めの項番号について、本文書の別紙に示している。また、第 6 項を踏まえて、第二種中間財務諸表等における会計処理及び開示に関する定めの項番号についても、別紙に示している。

ASBJ

（別紙）実務対応報告及び移管指針において定めている期中の取扱い

期中会計基準等の対象となる期中財務諸表に関する取扱い

実務対応報告及び移管指針の名称	期中財務諸表における会計処理及び開示に関する定めの項番号
実務対応報告第 41 号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」	第 10 項及び第 42 項
実務対応報告第 42 号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」	第 21 項、第 22 項及び第 23 項
実務対応報告第 44 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する取扱い」	第 3-2 項、第 9 項、第 12 項及び第 13 項
実務対応報告第 46 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」	第 7 項、第 13 項、BC12 項、BC13 項、BC26 項、BC27 項、BC28 項、BC29 項及び BC30 項
移管指針第 4 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」	第 7 項、第 32 項、第 53 項、第 54-3 項、第 62-2 項及び第 66-4 項
移管指針第 8 号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」	第 19 項
移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」	第 81 項
移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」	Q31

第二種中間財務諸表等に関する取扱い

実務対応報告及び移管指針の名称	第二種中間財務諸表等における会計処理及び開示に関する定めの項番号
実務対応報告第 6 号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」	2.(3)
実務対応報告第 44 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する取扱い」	第 3-2 項

実務対応報告及び移管指針の名称	第二種中間財務諸表等における会計処理及び開示に関する定めの項番号
実務対応報告第 46 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」	第 7 項、第 13 項、BC14 項、BC26 項及び BC31 項
移管指針第 4 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」	第 7 項、第 32 項及び第 53 項
移管指針第 6 号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」	第 1 項及び第 25 項
移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」	第 81 項
移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」	Q31

以　上